

新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書

新型コロナウイルスによる感染症は、有効なワクチンや特定の治療法がない中、世界各地に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

我が国においては、1月15日に初めての感染者が確認されて以来、空港や港湾における検疫体制の強化や新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定など、感染拡大防止に取り組んでいるが、感染者の死亡が確認されるとともに、感染経路の不明な感染者が発生するなど、事態が収束する目途は立っておらず、予断を許さない状況である。

また、中国人を始めとする外国人旅行者の訪日旅行のキャンセルが相次ぐことに伴うインバウンド需要の落ち込みや、製造業のサプライチェーンの毀損、更には、イベントの中止、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の臨時休業等により、多方面にわたって大きな影響が及んでいる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染拡大防止に向けて、検査・医療体制の整備に係る支援を拡充するとともに、ワクチン・治療薬の開発促進を図ること
- 2 国民の命と健康を守ることはもとより、国民の不安を解消するため、迅速かつ的確な情報提供や風評被害対策に全力を挙げること
- 3 観光関連産業、中国に生産拠点を持つ企業、中国と取引のある企業等への影響や、イベント中止等に伴う地域経済への影響を的確に把握し、経営に対する支援など、必要な対策を講じること
- 4 学校の臨時休業等に伴う社会全般にわたる影響を的確に把握し、万全の対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月11日

殿

愛知県議会議長

神野博史

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

参議院議長
文部科学大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣